

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局総務課長
(公 印 省 略)

押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の
一部を改正する省令の施行に伴う通知様式の改正について

押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令(令和 2 年厚生労働省令第 208 号)が本年 12 月 25 日に公布・施行されたことに伴い、当局から発せられた通知により定められた様式等については、国民や事業者等の押印等を不要とする等、所要の改正を行うこととしている。

については、当職から発せられた以下の通知の改正の内容について、本日より適用することとしたので、御了知の上、管内市町村(特別区を含む。)を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、対応に遺漏のないよう配慮されたい。

また、当局所管の法令に基づいて貴団体が実施する手続のうち、関係法令や当局から発せられた通知とは別に独自に定められている様式等において、国民や事業者等の押印等を求めている場合においては、「地方公共団体における押印見直しマニュアルの策定について」(令和 2 年 12 月 18 日付け規制改革・行政改革担当大臣通知)(別添)及び本通知を参考として、押印の見直しに積極的に取り組むようお願いしたい。

記

第 1 様式の改正

社会福祉事業法第 2 条第 3 項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業及び同項に規定する生計困難者に対して無料又は低額な費用で老人保健法にいう老人保健施設を利用させる事業に係る固定資産税の非課税措置について(平成 11 年 5 月 17 日社援企第 80 号)の様式例 1 中、「(印)」を削る。(参考資料)

第 2 経過措置

改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、当該改正後の様式によるものとみなすものとする。

また、旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、例えば、訂正印や手書きによる訂正等により、これを取り繕って使用することができるものとする。